

○消費者庁告示第六号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十二月二十三日

消費者庁長官 新井ゆたか

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

別表第二(第二条関係)

一 エアコンデিশヨナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本産業規格 B 八六一五―一・二〇一三(エアコンデিশヨナー 第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格 C 九六二二・二〇一三(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナスイナス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナスイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、仕様欄に並びそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

ユニットの形態	冷房能力	仕様				区分名
		直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイ プのものうち室内 機の運転を個別制御 するものを除く。)	直吹き形で壁掛け形 のもの以外の分離形 のもの(マルチタイ プのものうち室内 機の運転を個別制御 するものを除く。)	マルチタイプのもの であって室内機の運 転を個別制御するも の	マルチタイプのもの であって室内機の運 転を個別制御するも の	
二・八キロワット以下	二・八キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	I
二・八キロワット超	二・八キロワット超	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	II
二・八キロワット以下	二・八キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	III
二・八キロワット超	二・八キロワット超	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様以外のもの	IV
三・二キロワット以下	三・二キロワット以下					V
三・二キロワット超	三・二キロワット超					VI
四・〇キロワット以下	四・〇キロワット以下					VII
四・〇キロワット超	四・〇キロワット超					VIII
四・〇キロワット以下	四・〇キロワット以下					IX
四・〇キロワット超	四・〇キロワット超					X
七・一キロワット以下	七・一キロワット以下					
七・一キロワット超	七・一キロワット超					
二十八・〇キロワット以下	二十八・〇キロワット以下					

改 正 前

別表第二(第二条関係)

一 エアコンデিশヨナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本産業規格 B 八六一五―一(エアコンデিশヨナー 第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格 C 九六二二(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナスイナス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナスイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に並びそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ				区分名
		直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイ プのものうち室内 機の運転を個別制御 するものを除く。)	直吹き形で壁掛け形 のもの以外の分離形 のもの(マルチタイ プのものうち室内 機の運転を個別制御 するものを除く。)	マルチタイプのもの であって室内機の運 転を個別制御するも の	マルチタイプのもの であって室内機の運 転を個別制御するも の	
三・二キロワット以下	三・二キロワット以下	寸法規定タイプ(室内機の横 幅寸法八百ミリメートル以下 かつ高さ二百九十五ミリメー トル以下のものをいう。以下 同じ。)	寸法フリータイプ(寸法規定 タイプ以外のものをいう。以 下同じ。)	寸法規定タイプ	寸法フリータイプ	A
三・二キロワット超	三・二キロワット超					B
四・〇キロワット以下	四・〇キロワット以下					C
四・〇キロワット超	四・〇キロワット超					D
五・〇キロワット以下	五・〇キロワット以下					E
五・〇キロワット超	五・〇キロワット超					F
六・三キロワット以下	六・三キロワット以下					G
六・三キロワット超	六・三キロワット超					
二十八・〇キロワット以下	二十八・〇キロワット以下					

- (三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本産業規格 B 八六一五―一・二〇―一三(エアコンディショナー第一部…直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格 C 九六一二・二〇―一三(ルームエアコンディショナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。
- (四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本産業規格 C 九六一二・二〇―一三(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。
- 〔五〕(七) 略
- 十二 換気扇
- (一) 〔略〕
- (二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本産業規格 C 九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎時の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの(マルチタイ プのものうち室内 機の運転を個別制御 するものを除く。)		マルチタイプのもの であつて室内機の運 転を個別制御するも の	
三・二キロワット以下	H	四・〇キロワット以下	K
三・二キロワット超	I	四・〇キロワット超	J
四・〇キロワット以下		七・一キロワット以下	L
四・〇キロワット超		七・一キロワット超	M
二十八・〇キロワット以下		二十八・〇キロワット超	

- (三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本産業規格 B 八六一五―一・二〇―一三(エアコンディショナー第一部…直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格 C 九六一二(ルームエアコンディショナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。
- (四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本産業規格 C 九六一二(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。
- 〔五〕(七) 同上
- 十二 換気扇
- (一) 〔同上〕
- (二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本産業規格 C 九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎分の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。 〔三〕～〔五〕略 〔十三～十七 略〕	なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。 〔三〕～〔五〕同上 〔十三～十七 同上〕
備考 表中「」の記載は注記である。	

附 則

1

(施行期日)
この告示は、令和五年一月一日から施行する。

2

(経過措置)
令和五年十二月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。